

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成30年6月27日

秋田県知事 佐竹 敬久 殿

提出者

住 所 秋田県秋田市川尻町字大川反233-9

氏 名 株式会社ユアテック 秋田支社

執行役員支社長 阿部 克彦

電話番号 018-862-3821

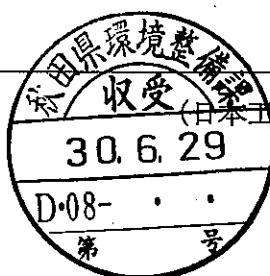


廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ユアテック秋田支社
事業場の所在地	秋田県秋田市川尻町字大川反233-9
計画期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	平成29年度 元請完成工事高 45億円
③ 従業員数	171人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（29年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<p>現場での廃棄物の分別を可能な限り行い、再資源化の可能な物については、極力、再生利用業者への委託を行った。</p>			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工事現場ごとに、各発生物毎に保管場所を区画する等で保管している。コンクリート、アスファルト、木くずは確実に分別。
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工事現場ごとに、発生物ごとの分別を進め、再資源化率の向上をはかる。
②計画	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状		産業廃棄物の種類	
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量		—t	—t
(これまでに実施した取組)			
		【目標】	
②計画		産業廃棄物の種類	
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		—t	—t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状		産業廃棄物の種類	
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量		—t	—t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量		—t	—t
(これまでに実施した取組)			
		【目標】	
②計画		産業廃棄物の種類	
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		—t	—t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		—t	—t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状		産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量		— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画		【目標】	
産業廃棄物の種類			
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（ 29年度）実績】 別紙のとおり	
① 現状		産業廃棄物の種類	
全処理委託量		t	t
優良認定処理業者への 処理委託量		t	t
再生利用業者への 処理委託量		t	t
認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t
(これまでに実施した取組)			
処理業者との確実な契約書の取り交わし。 可能な限り、再生利用業者への委託を勧めた。			

②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理は可能な限り再資源化を率先して推進する。 ・再生利用が可能な廃棄物については、極力再生利用業者等へ処理委託をするよう努める。 ・優良認定処理業者への処理委託を推進する。 			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(29年度)実績】									
①現状	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アコスがら	ガラス・陶磁器	陶アマガタ類	金属くず	混合(安定石粉合有度既定型のみ)	紙くず*	木くず*
排出量	185,000 t	6857,130 t	3,590 t	9,890 t	14,580 t	12,440 t	1,760 t	0,200 t	55,840 t
【目標】									
②計画	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アコスがら	ガラス・陶磁器	陶アマガタ類	金属くず	混合(安定石粉合有度既定型のみ)	紙くず*	木くず*
排出量	166,000 t	3000,000 t	3,200 t	8,900 t	13,100 t	11,200 t	1,500 t	0,100 t	50,100 t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度(年度)実績】									
①現状	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行つた産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t
【目標】									
②計画	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行つた産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行つた産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t
【目標】									
②計画	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行つた産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

④産業廃棄物の一連の処理の工程

コンクリートがら	再生処理業者へ委託し、破碎後碎石として再資源化
アスコンがら	再生処理業者へ委託し、破碎後路盤材等として再資源化
がれき類	再生処理業務に委託し、破碎後碎石等として再資源化
ガラス・陶磁器くず	処理業者へ委託し、埋立にて最終処分
廃プラスチック類	再生処理業者へ委託し、分別作業の上プラスチック原料として再資源化（一部焼却後埋立にて最終処分）
金属くず	再生処理業者に委託し、分別作業の上再資源化（一部埋立にて最終処分）
混合（安定型のみ）	処理業者へ委託し、埋立にて最終処分
紙くず	処理業者へ委託し、焼却後埋立にて最終処分
木くず	再生処理業者に委託し、破碎後チップ状の燃料として再資源化（一部焼却後埋立にて最終処分）
廃石膏ボード	処理業者へ委託し、埋立にて最終処分
混合（管理型含む）	処理業者へ委託し、焼却後埋立にて最終処分
鉛蓄電池	再生処理業者に委託し、金属精錬の原料として再利用
汚泥	処理業者へ委託し、脱水処理後埋立にて最終処分（一部路盤材等として再資源化）
廃油	再生処理業者へ委託し、離型剤等として再資源化
繊維くず	処理業者へ委託し、焼却後埋立にて最終処分
石綿含有産業廃棄物 (管理型含)	処理業者へ委託し、埋立にて最終処分

廃棄物適正処理運用要領

制定 平成20年11月28日 総務通達第 75 号

1 目的

この要領は、「産業廃棄物処理及び清掃に関する法律」(以下、廃棄物処理法)に基づく排出事業者処理責任の原則を踏まえ、当社において廃棄物の発生から最終処分に至るまでの処理及びその管理について適正に運用することを目的とする。

2 適用範囲

この要領は、事業所で発生する廃棄物、および建設工事等で当社が当該発注者から工事を直接請け負った元請工事で発生するすべての廃棄物を対象とする。

3 用語の定義

(1) 廃棄物

事業系一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物をいう。

(2) 産業廃棄物

廃棄物処理法に規定している、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等20品目の廃棄物をいう。

(3) 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定められたものをいう。

(4) 事業場

事業活動を行う場所をいい、事業社屋及び工事現場をいう。

(5) 事業社屋で発生する廃棄物

事業所において事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

(6) 元請工事現場

建設工事等で当社が当該発注者から工事を直接請け負った元請工事をいう。

(7) 多量排出事業者

次に該当する排出事業者をいい、事業場ごとに判断する。

a 前年度の産業廃棄物の総排出量が1,000t以上の事業場を設置している事業者。

b 前年度の特別管理産業廃棄物の総排出量が50t以上の事業場を設置している事業者。

(8) 廃棄物総括責任者

事業社屋及び元請工事現場で発生する廃棄物について総括管理する者をいい、次のとおりとする。

a 事業社屋で発生する廃棄物・・・廃棄物総括責任者(総務部門)

本社総務部長から指名を受けた者

b 元請工事現場で発生する廃棄物・・・廃棄物統括責任者（施工部門）

本社各施工部門長から指名を受けた者

(9) 廃棄物統括責任者

事業社屋及び元請工事現場で発生する廃棄物について統括管理する者をいい、次のとおりとする。

a 事業社屋で発生する廃棄物・・・廃棄物統括責任者（総務部門）

本社・・・・・・・・総務部総務グループリーダー

支社（東京本部）・・・総務部長

営業所・・・・・・・・営業所長

b 元請工事現場で発生する廃棄物・・・廃棄物統括責任者（施工部門）

支社（東京本部）・・・支社施工部門長（部長）

営業所・・・・・・・・営業所長

(10) 廃棄物管理責任者

事業社屋及び元請工事現場で発生する廃棄物について管理する者をいい、次のとおりとする。

a 事業社屋で発生する廃棄物・・・廃棄物管理責任者（総務部門）

本社・・・・・・・・総務部総務グループリーダー

支社（東京本部）・・・総務部総務グループリーダー

営業所・・・・・・・・各施工部門長（課長）とし、その中から正（1名）及び副責任者を選任する。

b 元請工事現場で発生する廃棄物・・・廃棄物管理責任者（施工部門）

支社（東京本部）・・・各施工部門長（課長）

営業所・・・・・・・・各施工部門長（課長）

なお、廃棄物管理責任者に選任された者は、特別管理産業廃棄物管理責任者に従事できるための資格等を取得するものとする。

(11) 廃棄物処理責任者

元請工事現場で発生する廃棄物に関する責任を有する者をいい、次のとおりとする。

元請工事現場で発生する廃棄物・・・廃棄物処理責任者（施工部門）

現場代理人とする。

(12) 特別管理産業廃棄物管理責任者

事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場は、廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、その選任は廃棄物管理責任者が行う。

4 組織・体制

- (1) この要領における廃棄物適正処理体制については、別表1～3のとおりとする。
- (2) 廃棄物総括責任者は、廃棄物について、法令及び本要領その他の社内規程等を遵守し、適切に業務が遂行されるよう、当該部門の廃棄物統括責任者を指導・監督する。
- (3) 廃棄物統括責任者は、法令及び本要領その他の社内規程等並びに廃棄物総括責任者の指示事項に従い、当該部門の廃棄物管理責任者を監督し、廃棄物の適正な処理及び管理について継続的かつ定期的に指導・教育を行う。
- (4) 廃棄物管理責任者は、法令及び本要領その他の社内規程等並びに廃棄物総括責任者及び廃棄物統括責任者の指示事項に従い、当該部門の廃棄物処理責任者を監督し、廃棄物の適正な処理及び管理について継続的かつ定期的に指導・教育を行う。
- (5) 廃棄物処理責任者は、法令及び本要領その他の社内規程等並びに廃棄物総括責任者等の指示事項に従い、従業者及び下請業者に対し、廃棄物の適正な処理及び管理について継続的かつ定期的に指導・教育を行う。
- (6) 従業者は、廃棄物の排出抑制、再生利用、適正な分別並びに減量化について積極的に行う。

5 廃棄物処理連絡会議

- (1) 本社及び支社（東京本部）に、廃棄物の管理・運用に関する「廃棄物処理連絡会議」を設置する（別表2）。
- (2) 連絡会議は、廃棄物の適正処理について総合的に管理・指導を行う機関とともに、不測の事態が生じた場合の対応機関とする。
- (3) 連絡会議の構成は次のとおりとする。

a 議長

本社・・・・・・・・ 総務部長
支社（東京本部）・・・ 支社総務部長

b 委員

本社・・・・・・・・ 総務及び施工部門の廃棄物総括責任者、並びに安全衛生・品質管理部、営業企画部から選任された者とする。
支社（東京本部）・・・ 総務及び支社施工部門の廃棄物管理責任者、総務部安全衛生グループリーダー、営業部統轄グループリーダー、並びに営業所長とする。

c 事務局

本社及び支社（東京本部）の総務部とする。

- (4) 連絡会議は、議長が必要と認めるときに招集し、議長が主宰する。

6 廃棄物の保管

- (1) 廃棄物の保管については、廃棄物処理法による保管基準に基づき、適正に保管する。
- (2) 廃棄物の保管場所及び保管状況並びに分別については、廃棄物処理責任者（事業社屋については廃棄物管理責任者）が管理及び指導を行う。

7 委託契約の締結・管理

- (1) 廃棄物の処理を第三者に委託する場合、廃棄物処理責任者（事業社屋については廃棄物管理責任者）は、社内の決定手続を経たうえで収集運搬業者及び中間処理業者又は最終処分業者とそれぞれ委託契約を事前に書面により締結する。なお、契約者の名義については、各事業所の長とする。
- (2) 上記の契約締結の際、当該業者の処理業務及び事業範囲を確認するとともにその許可証の写しを受領するものとし、許可内容の変更があった場合にはその都度、契約期間が1ヵ年以上の長期におよぶ場合には毎年4月に、許可証の写しを再度受領する。
- (3) 上記(1)、(2)にあたっては、当該廃棄物管理責任者がその確認、管理及び保管する。

8 マニフェストの運用管理

(1) マニフェストの発行

産業廃棄物について、廃棄物処理責任者（事業社屋については廃棄物管理責任者）は必要事項をマニフェストへ記載し、委託業者に対して交付する。

(2) マニフェストの管理及び保管

廃棄物管理責任者は、各委託業者から返送されるマニフェストの受領確認及び管理並びに保管を行う。

また、マニフェストの受領確認後、廃棄物処理責任者に対し受領した旨の報告を行い、必要に応じてその写しを提供する。

なお、マニフェストについては、そのすべてが返送されたいわゆる廃棄処理完了のものと、廃棄処理未完了のものを区別したうえで、適正に管理及び保管する。

9 産業廃棄物管理票交付等状況報告書等

- (1) この要領における報告体制については、別表3のとおりである。
- (2) 支社（東京本部）及び営業所の廃棄物管理責任者（施工部門）は、事業年度ごとに元請工事現場で発生した産業廃棄物の内容を集約し、当該事業所の廃棄物管理責任者（総務部門）に報告する。
また、営業所の廃棄物管理責任者（施工部門）は、支社（東京本部）当該部門の廃棄物管理責任者（施工部門）にも同様に報告する。
- (3) 廃棄物管理責任者（総務部門）は、事業年度ごとに事業社屋で発生した産業廃棄物の内容及び上記(2)で報告された内容を取りまとめ「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を作成し、当該廃棄物統括責任者（総務部門）に提出する。
- (4) 営業所の廃棄物統括責任者（総務部門）は、上記(3)について内容確認を行ったうえで、支社の廃棄物統括責任者（総務部門）にそれを提出する。
- (5) 支社（東京本部）の廃棄物統括責任者（総務部門）は、上記(3)、(4)の報告書について当該各事業所分を取りまとめ本社の廃棄物統括責任者（総務部門）に提出する。
- (6) 本社の廃棄物統括責任者（総務部門）は、本社の事業社屋で発生した分及び上記(5)の報告書を廃棄物統括責任者（総務部門）に提出し、承認を得る。

- (7) 廃棄物管理責任者（総務部門）は、上記(6)の承認に基づき、提出期日までに関係省庁に対し「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を提出するとともに、写しを保管する。
- (8) 多量排出事業者に該当する事業場の廃棄物管理責任者は、当該事業場に係る産業廃棄物に関する計画書を作成し、提出期日までに関係省庁に対し処理計画書を提出し、写しを保管するとともに、その処理計画の実施状況についても提出期日までに提出し、写しを保管する。
なお、内容確認及びその承認については、産業廃棄物管理票交付等状況報告書に準じる。
- (9) 各事業場において、その管轄する関係省庁の条例等により特別管理産業廃棄物関連の報告を求められた場合には、上記(1)～(7)に準じて対応する。

10 危機管理

当社において不測の事態が生じた場合、廃棄物管理責任者は速やかに当該廃棄物統括責任者を通じて当該廃棄物統括責任者に報告する。なお、その報告体制は別表3のとおりである。

11 規程類との関係

廃棄物処理・管理に関する基本的な事項については、別に定める「廃棄物適正処理の手引き」および各部門で定める「廃棄物処理マニュアル」による。

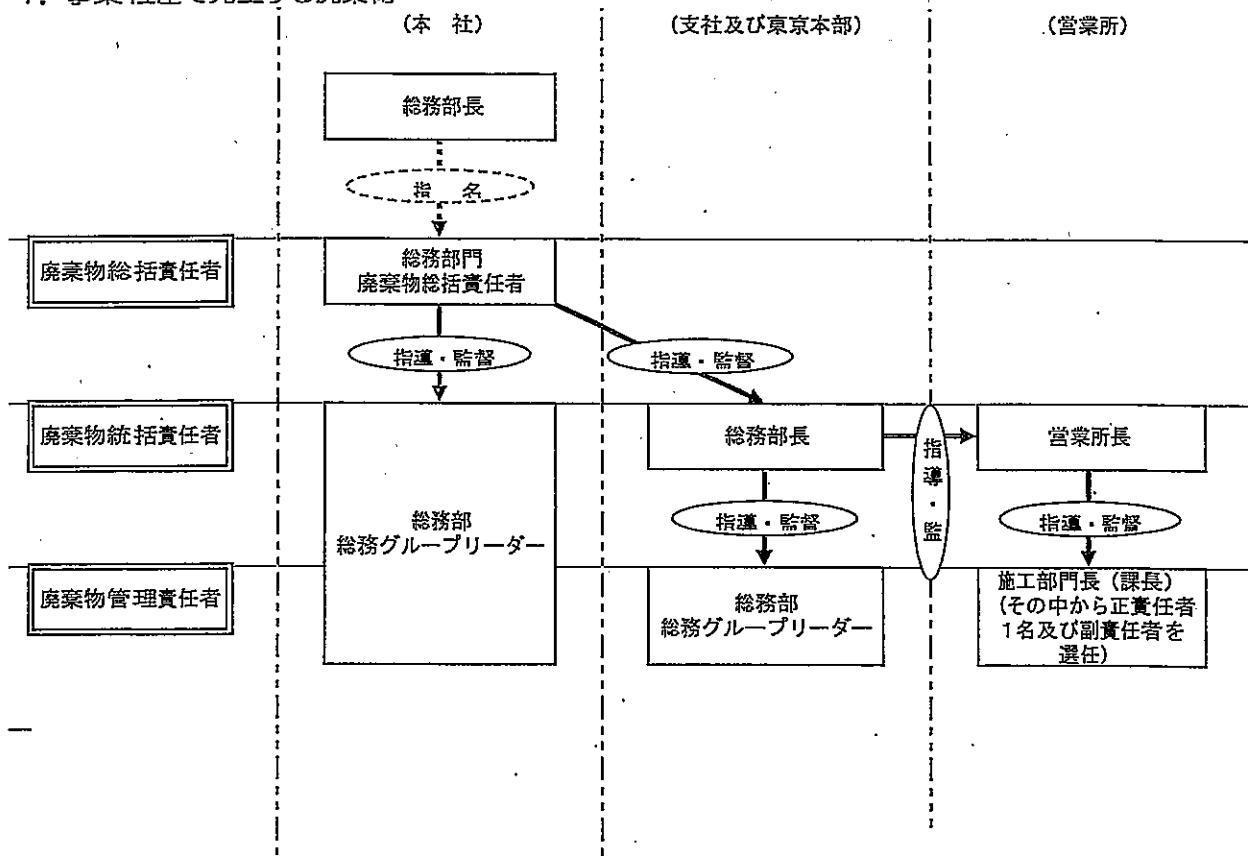
附 則

この通達は、平成20年11月28日から施行する。

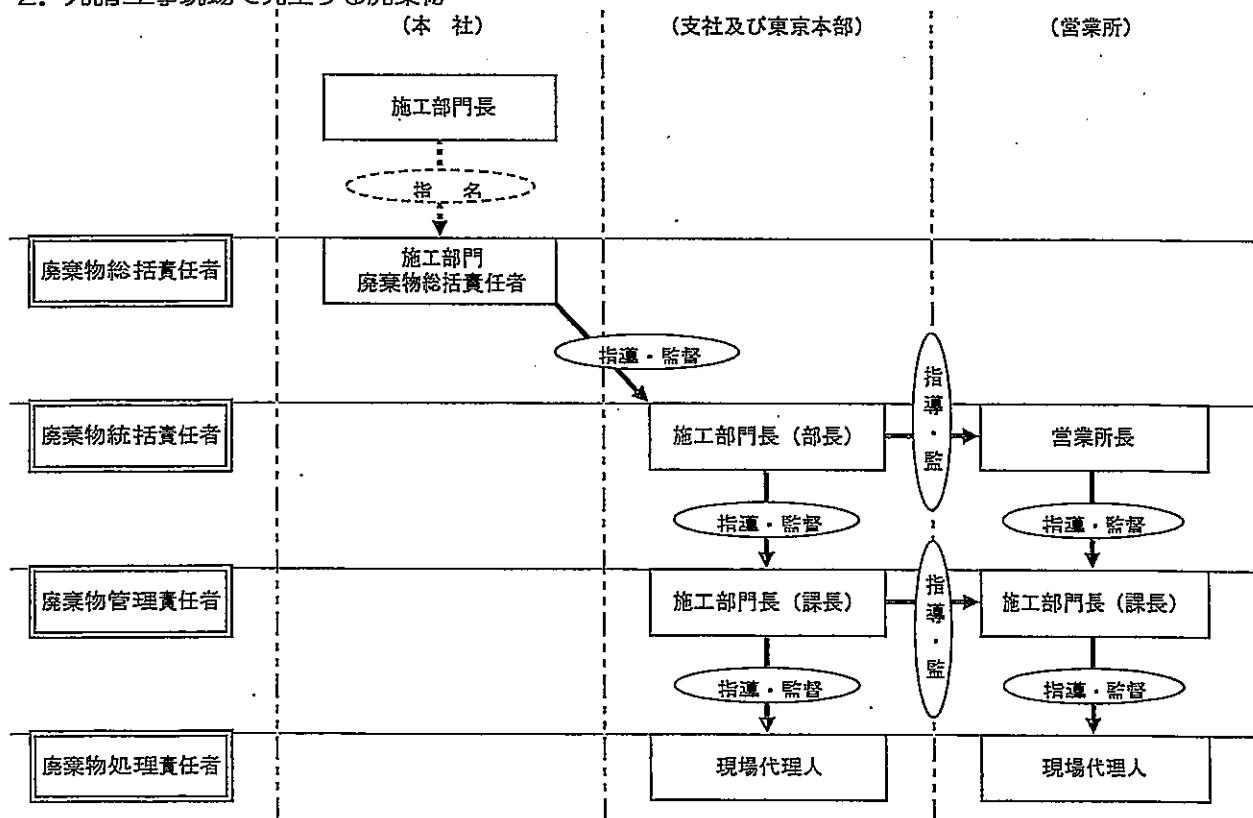
廃棄物適正処理体制（組織体系図）

（別表 1）

1. 事業社屋で発生する廃棄物



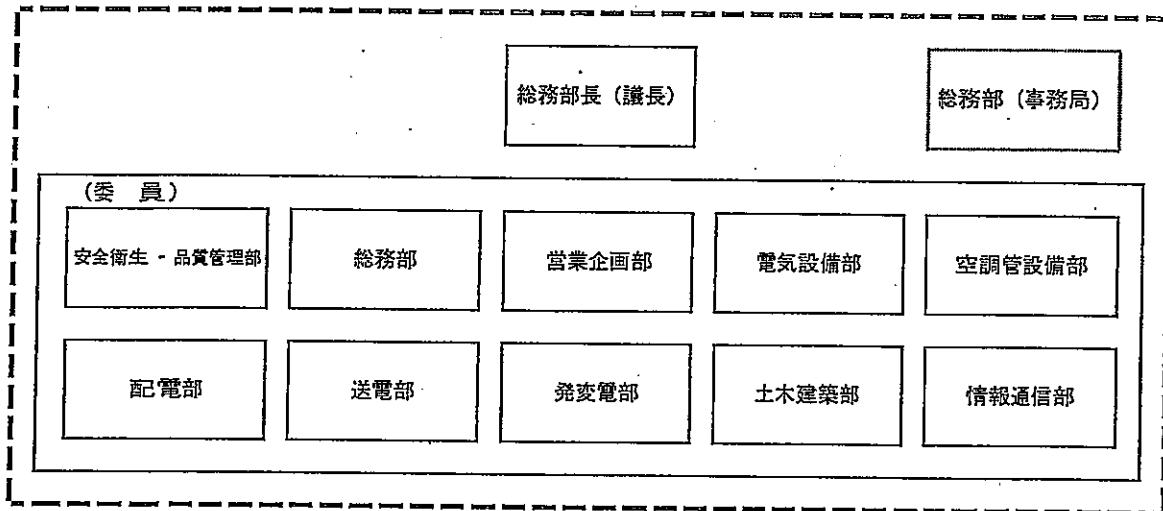
2. 元請工事現場で発生する廃棄物



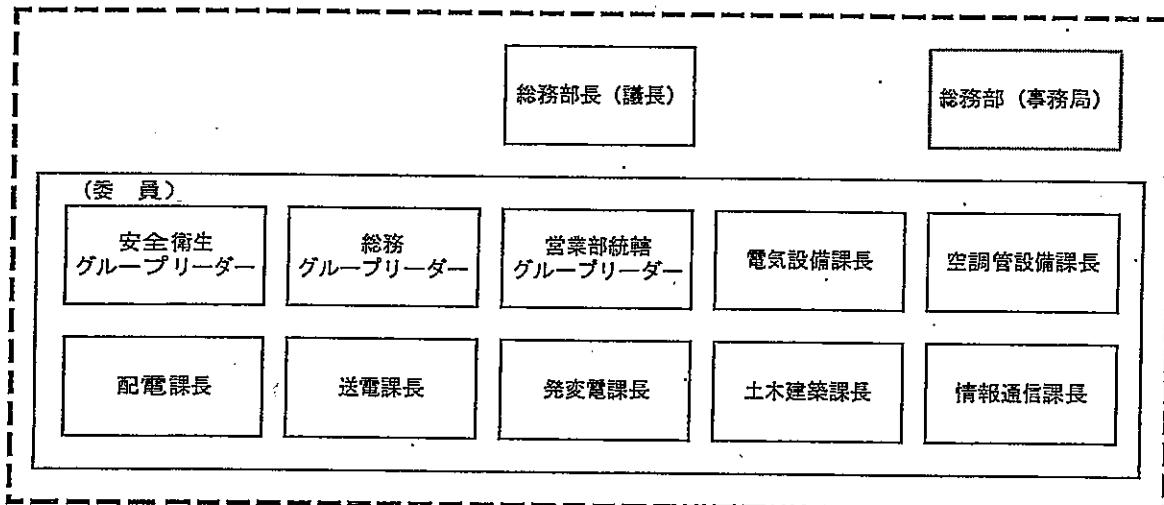
廃棄物処理連絡会議体制図

(別表2)

1. 本社廃棄物処理連絡会議



2. 支社廃棄物処理連絡会議

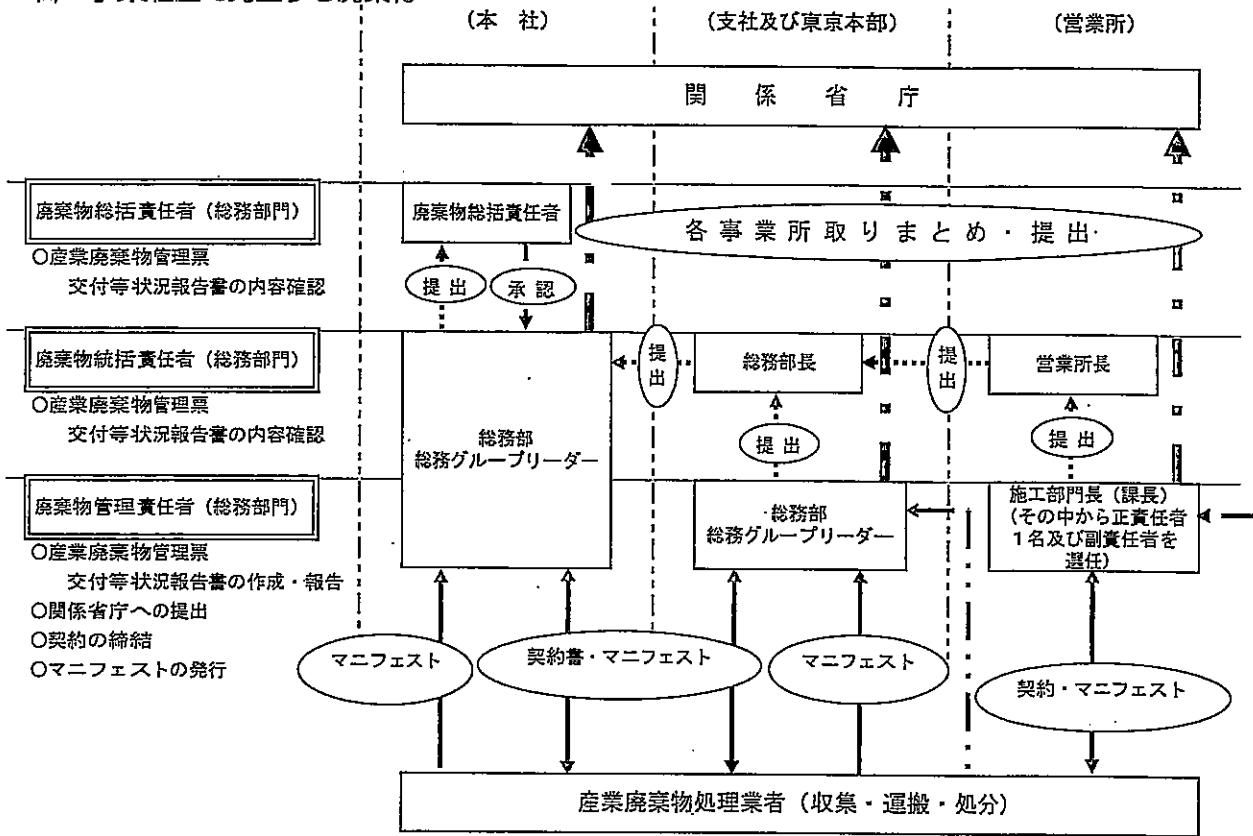


廃棄物適正処理体制（報告体系図）

(別表3)

3. 産業廃棄物管理票交付等状況報告書等、関係省庁への提出体制

(1) 事業社屋で発生する廃棄物



(2) 元請工事現場で発生する廃棄物

